

# 岸和田市貝塚市清掃施設組合指定管理者審査委員会規則

令和4年11月15日

規則第7号

## (趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例（平成29年条例第3号）第4条の規定に基づき、岸和田市貝塚市清掃施設組合指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 岸和田市貝塚市清掃施設組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和4年条例第 号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により指定管理者の候補者となる法人その他の団体を公募する場合における応募資格要件に関する事項
- (2) 条例第3条の規定に基づく審査に関する事項
- (3) 条例第3条第4号の規定に基づき管理者が別に定める基準の策定に関する事項
- (4) 条例第6条の協定の内容に関する事項
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により指定管理者から提出された事業報告書の審査に関する事項
- (6) その他管理者が必要と認める指定管理に関する事項

## (組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する者をもって充てる。

- (1) 指定管理制度に関し学識経験を有する者
- (2) その他管理者が指名する職員

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、委員長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議を行うことができる。この場合において、当該会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を、委員ごとに指定して行うものとする。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、岸和田市貝塚市清掃施設組合事務局に置く。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が選出されていない場合においては、管理者が会議を招集する。